

○議 事 日 程（第 2 号）

令和 4 年 6 月 14 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 53 号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 54 号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 55 号 関ヶ原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 56 号 関ヶ原町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 57 号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 58 号 令和 4 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 9 議案第 59 号 令和 4 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 10 議案第 60 号 令和 4 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 11 議案第 61 号 令和 4 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 62 号 令和 4 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 63 号 令和 4 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 64 号 令和 4 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 65 号 令和 4 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 66 号 令和 4 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 67 号 令和 4 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 68 号 動産の買入れについて
- 日程第 19 請願第 1 号 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願について
- 日程第 20 請願第 2 号 消費税率を当面 5 % に引下げを求める請願について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 から日程第 20 まで
- （追加日程）

追加日程第1 常任委員会の閉会中の継続審査について

○出席議員（8名）

1番	高木博之君	2番	谷口輝男君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	楠達男君	8番	吉田仁君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	中川敏之君	総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長	難波真哉君
会計管理者 兼税務課長	福安健司君	住民課長	西村克郎君
産業建設課長	兒玉勝宏君	水道環境課長心得	坂東崇君
診療所事務局長 兼医療保健課長	徳永英俊君	介護事業課長	吉森明博君
教育課長	山田勝君	西消防署長	西村清志君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	関東正晃	書記	高木聖敏
書記	小寺由香		

開議の宣告

○議長（子安健司君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6 番 松井正樹君、7 番 楠達男君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（子安健司君） 日程第 2、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

7 番 楠達男君。

〔7 番 楠達男君 一般質問〕

○7 番（楠 達男君） 7 番 楠達男でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問項目であります。

人口対策と企業誘致をどう進めるのか、改めて町長の方針を伺いたいと思います。

質問の要旨を申し上げます。

少子高齢化が進む本町にあって、住民が将来にわたって安心して暮らせるまちづくりは、行政と議会に課せられた最大の課題であります。令和 3 年度に関ケ原町過疎地域持続的発展計画が策定をされました。計画は令和 7 年度までの 5 か年計画となっていますが、計画のための計画としないためには、具体的な実施計画と着実な取組が必要であります。町長は、本年 3 月定例会において、本町が発展するためには人口対策・企業誘致が基本である。また、移住・定住対策は、国・県の制度に加え町の助成措置を充実させると決意を述べられました。そこで、少子高齢化対策、人口対策、企業誘致に対する今後の取組について、改めて町長のお考えを伺います。

①旧ユニチカ跡地（町有地）のその後の活用計画はどうなっているのか。具体的な検討はされているのか。

②企業誘致は町内候補地を選定し、地権者の合意と土地転用など工場団地として整備し、積極的な営業活動を行うべきであり、町長自らが全国の先進事例地の視察や企業訪問を行うなど積極的なトップセールスが鍵であると考えているが、町長の見解はどうか。

③ＪＲ関ヶ原駅バリアフリー化について、その後ＪＲへの陳情、話し合いはされているのか。今後の方針を伺います。

高齢化が進む本町においては、ＪＲ関ヶ原駅のエレベーター設置は、スーパー誘致とともに住民の強い願望であります。取組を前に進めるために、担当課に「ＪＲ駅バリアフリー化に関する検討委員会（仮称）」の設置を検討してはどうか。

以上、質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは答弁をさせていただきます。

まず、人口対策と企業誘致をどう進めるかについてお答えさせていただきます。

まず、昨年度策定いたしました関ヶ原町過疎地域持続的発展計画は、その議決をいただいた後、具体的な年次計画を立て、着実な実行を進めているところでございます。

１点目の旧ユニチカ跡地の活用計画についてでございますが、今年度予算で現在も進めております公共施設等再整備計画策定業務において、認定こども園及び公民館用地の候補地の一つとして位置づけて、今後町が整備を推進するための検討材料の整理を行っているところでございます。その結果を基に、岐阜関ヶ原古戦場記念館の集客力による地域産業の活性化を見据え、周辺との調和を図りながら今後の活用計画の方向性を示していきたいと考えているところでございます。

２点目の工業団地の整備と積極的な営業活動についてでございますが、候補地選定につきましては、現在策定中の関ヶ原町まちづくりマスタープラン、都市計画マスタープランでございますが、において商工業施設の誘導、配置を目指す地域を指定する形で進めており、また工業団地の整備につきましては、町自らが行うのではなく民間主導で行える環境づくりに努めてまいります。現状のコロナ禍において、積極的なトップセールスは行えておりませんが、その中におきましても、企業の用地買収の支援やリモート会議によるセールス活動など、進められることは進めており、今後コロナの収束状況を捉え、先進地視察や効果的なトップセールスを行っていききたいと考えているところでございます。

３点目のＪＲ関ヶ原駅バリアフリー化についてでございますが、これまでも議会定例会で御説明させていただいているとおり、関ヶ原駅でのエレベーター設置には、プラットホーム幅などの技術的な問題や、多額の設置費用の負担が生じるという要望や協議だけで解決できない課題が依然として残されております。しかし、駅を御利用になる町民の利便性向上と来町される多くの観光客の受入れ体制の充実の両面から考え、課題の解決に向けＪＲ東海や県との協議は進めていききたいと考えているところでございます。ＪＲ駅バリアフリー化に関する検討会、仮

称でございますが、につきましては、課題解決のめどが立っていない現状においては、設置は考えておりませんが、事業の中身が具体化した場合には、委員会設置など体制の在り方を検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（子安健司君） 再質問を許します。

〔7番議員挙手〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） それでは、再質問をさせていただきます。

①について再質問をさせていただきます。

私はこれまでの一般質問でも繰り返し、このTHK前の町有地の活用については質問させていただきましたけれども、その後ほとんど具体化されずに、そのままずるずると塩漬けのままになっているという状況であります。いつまで塩漬けにしておくのかということですね。

関ヶ原町はよく言われますけれども、平たん地はあまりない、坂道が多い。なかなか企業誘致にしてもまとまった土地が確保できないというような話を聞きます。であるならば、この町有地は最適じゃないでしょうか。役場に近い、JR駅にも近い。再開発はやはり喫緊の課題じゃないですか。町長も言われていますように、関ヶ原町の今後の最大の課題は人口対策と企業誘致であると、自ら3月議会では決意を述べられました。であるならば、町内における、これは2番とも関係しますけど、工場誘致の土地の確保について、もう少しもっと具体的に検討すべきじゃないでしょうか。

とりわけ私は言っていますけれども、ここに認定こども園の整備統合をすることによって、関ヶ原町の子育て支援に寄与するわけです。これもまた繰り返し言っていますけれども、東保育園、西保育園、いずれも老朽化している。地形的にも非常に安全面で問題がある。今議会でも西保育園の施設について工事費の補正予算が提案されました。それで毎年、強風だとか大雨だとか台風によって門扉が壊れた、どこどこが壊れた、それで何十万、何百万単位の補修費が補正で組まれる。であるならば、むしろそういうことも含めて、この地が最適じゃないでしょうか。この土地については、関ヶ原町の史跡整備の一環として県のほうも位置づけられているそうですけれども、それはそれとして検討すればいいと思いますけれども、やはり町有地ですから、住民の福祉厚生、そういうところに寄与する施設をここに整備し、新しく作り直す、認定こども園としてね。という計画をもうそろそろ具体化すべきじゃないでしょうか。

毎回同じ答弁です。同じ説明です。それで何十年たつんですか。再質問しますけど、町がこのユニチカ跡地を購入してから何年になりますか。それをまず1つ目の質問とさせていただきます。

既に町が土地開発公社から買い戻してから10年たちますよね。それで償還、今年で終わるという話ですから、少なくとも20年、30年近くたつんではないですか。その間、塩漬けですよ。

塩漬けのままでは何の価値も生み出せませんよ。町長もよく言われるじゃないですか。ここは国指定の指定地が多いから、なかなか開発できないんだと。そうかもしれません。それは国の法律の規制がある以上、難しいこともあるでしょう。だったら、ここが最適じゃないでしょうか。

それと、あとはスーパーマーケットですね。これも一時、承認寸前まで行きましたけれども、様々なそのときの事情で白紙になってしまったと。町民の方もよく私どもに対しても要望がありますけれども、関ヶ原町に大きなスーパーが一個もないと。最近ではゲンキーさんが野菜だとか食料品を販売していただけるようになって少しはよくなったけれども、やはり少ないといえども6,500の住民がここで生活をしているわけですよ。そこにスーパーの1つや2つは当然あってしかるべきじゃないですか。そういうことをなくして、人口対策だ、いろんな過疎計画で今検討しているんだと言われますけれども、具体的に進めないじゃないですか。ということで、町長がトップセールスというふうに言われるわけですから、そのことも含めて、もう一度町の考え方を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） まず最初に購入の時期でございますけれども、ちょっとまだ資料を持ち合わせておりませんが、平成の最初の頃、6年にはもう既に持っていたと思いますので、30年ぐらい買ってたっているんだというふうに思っております。

そんな中で、今まで、最初の頃は御存じのように商工会のほうで商業施設として活用できないかということで、十数年預かっておられた。それがもうできないということになって、町のほうへ戻ってきて、それからどうするかということで、それ以来ずっと方針が決まっていないう状況で今日まで来ているということでございます。

ただ、今までそれをどうするかという考えをまるっきりせずに来ていたわけじゃなしに、いろんな案を出しながら、それでもなおかつ具体化ができなかったと。いろんな諸要件があって、進められなかったというのが現状だというふうに理解をしておりますが、そんな中で、今、保育園が老朽化していると。また、公民館も老朽化して、建て替えしなければならないというタイミングになって、じゃあ、場所をどうするかという検討をするときに、一つの候補地として今捉えております。

ただ、現状に申しますと、議員も御理解いただいているとは思いますが、古戦場記念館ができて、この周辺にまたそういった関連のホテルであるとか、またそういう来訪客に対する施設ができないかというような県からの御意見もありますし、町としての思いもあるというようなことから、何をつくるのが一番ベストかということで、検討を重ねている状況でございます。これがいいんだという形で、ぱっとやって、後からしまったなということはやりたくないというのも現状でございますので、そこら辺は慎重に検討をしていく必要があろうというふ

うに思っております。

関ヶ原町につきましては、このような傾斜地の多い、平地が少ない町でございますので、限られた有効な土地をいかにうまく活用するかということは非常に大きな課題でございます。そんなことから、簡単にぱっと決められる状態じゃない。ここを決めて次、ほかの土地を探せばいいんやというような、そういう土地柄でもないという状況から、うまく土地を活用できる、本当に真に必要なものを最適な場所に設置したいという思いから、なかなかスピーディーに進められないということは、ちょっと申し訳ないとは思っておりますけれども、ただ、そこら辺についても御理解をいただきたいところでございます。

そんな中で、保育園、本当に議員御指摘のように老朽が激しいということで、前々にも申し上げましたけれども、場所的に考えると、ちょうど東と西との中間地点に当たるような場所であるし、統合するにはちょうどいいんじゃないかということでの候補地の一つとして捉えておりますし、また公民館につきましても、今の場所に建て替えるのか、また新たな場所に建てるのか、こういったことも検討の材料の一つとして捉えているところでございます。今は職員のほうで、そういった場所的な問題、それから配置に対する施設の規模、内容、こういったものを検討させておりますので、そういったものをうまく調和させながら、最終的に早く決めていきたいというふうに思っているところでございますので、そういうことで、何とかこの土地を本当の意味で、拙速に決めてしまっただけじゃなしに、皆さんに十分御理解いただいて、その上で建設に向けていきたいという思いでおりますので、その点につきましては、歯がゆい思いもされているとは思いますが、御理解賜りたいというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（子安健司君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） ありがとうございます。

2項目めについて再質問させていただきます。

この質問は、今町長の答弁にもありましたけれども、土地活用と関連しますので、重なるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

町長、分かります。分かりますけど、慎重に検討する、職員に検討させている、いつまで待つんですか、それ。やっぱり事を進めるときには慎重で、住民の合意も必要、議会の合意ももちろん必要ですけども、関ヶ原町は過疎化が指定されたんですよ。10年の支援はありますけれども、国の。それからどうするんですか。今だから、町長が人口対策と企業誘致ということを自らの決意として述べられたんじゃないですか。だとするならば、慎重もいいけれども、例えば5年なら5年のスパンで、その間に具体的な検討方針や実施計画をつくると、それに沿って進めるということでない、同じように30年間また、言い方きついですけど、塩漬けになりますよ。これだけ関ヶ原にとっては宝の山じゃないですか、土地としては。そういう意味では

後がない計画として、ここの活用についてぜひ進めたいと思います。

企業誘致についてもそうであります。工場団地とか、あるいは企業団地という名前を使うかは別です。それにこだわっているわけじゃありませんけれども、町内に場所はないんですか。地権者の方も含めて工場誘致に適当な場所を検討されたんでしょうか。例えば、私は素人目には今頃にもありますし、耕地整理された場所です、田んぼですけどもね。今頃の戦国ロードもあるじゃないですか。戦国ロードができたときも、たしか町長ですかね、あそこに企業誘致もできると、戦国ロードによって有利な条件ができたんだということも言われたと思います。あるいは大高に、それから野上にもありますよね。確かに耕地整理されたので、農地転用がなかなか難しいと思いますよ、国の規制もあってね。だから、それは特区にするとか、やり方はいろいろあると思うんですよ。

いずれにしても場所を確保し、そして町長自らが企業回りをしながら、この土地に少しでも企業誘致、工業誘致とって協力していただけるという取組をしないと、検討している、検討している、毎回同じ答弁ですけども、それについてはもうそろそろ具体的な工程表をつくって、いつまでにこれをやるんだというようなことをしなせんと、このままいくんではないかと私は危機感を持っているわけでありまして、ぜひ今後、具体的な、関ヶ原町にないということで、そういう認識なのか。あるいは、あるけれども地権者の皆さんの理解が得られないのかということを含めて、もう一度答弁をお願いします。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 企業誘致、以前は本当に町内どこでもいいから来てほしいというようなことも申ささせていただいたこともございます。ただ、2年前ですか、マスタープランの策定ということの中で、企業、工業用地の指定地域を決めさせていただいて、場所でいいですよとメナードスケートセンター跡地と名神の下の六反田地域、この2か所を指定させていただいて、それにつけて企業誘致の候補地ということで町からも発信をさせていただいて、企業に宣伝といいますか、PRをさせていただいたところでございます。

その結果として、六反田地域につきましては何とか企業の買収が進んで、今、造成に関する開発協議、これが進められていると。何とか開発協議もうまいこと進んで、あそこに工場が建つように町からも支援をしながら進めていきたいなというふうに思っていますけれども、若干水路の関係等で難しい面もちょっとあるというふうには今のところ聞いております。

1か所はなくなったということで、マスタープランにまた追加の場所をとということで、戦国ロード沿い等々まず候補地を探しながら、また新たな指定をさせていただきたいと。そういうことで、企業に対する場所の提供、こういうところをできるようにしてまいりたいと思っています。

ただ、関ヶ原町、今のところまだ残念なことは、隣の今の公有地を国のほうからの起債を起

こして銀行からの借入れをなくしたという時点で、土地開発公社を消滅させてしまったということで、今のところ町主体になって造成、企業団地、団地まではいかないにしても、その企業用地の造成、これが町のほうからでは直接なかなかやりにくいという状況で、場所の選定とそこから後の協力はさせていただきながら、何とか企業さんのほうで造成から先やっていただくようにならないかなというようなことで進めさせていただいているところでございます。

そうすると、やはり企業にとっても今の六反田の話じゃないですけども、買ってからいろんな課題が出てきて大変だということでございますので、そういった意味で、町で工場用地造成、これができないというのはちょっと残念なデメリットな点であるというふうに理解をいたしております。何とかそれができるようになればいいなということも、中ではしゃべっているところではございますけれども、実際、資金的な面、それから長期にわたって企業が決まらなかった場合の金利負担とか、そういった資金の運用に関して、まだ十分な先の見込みが立てられない状況でございますので、そこまではいけないという現状について、残念ですけども、御理解をいただかなければならないというふうに思っているところでございます。

何とかそういう中ではございますけれども、過疎地指定をされたことによりまして、そういう資金の使い方、これについては以前に比べては幅が出てきたというのは間違いございませんので、そういった意味で環境整備、また企業に対する助成の在り方、こういったものも深めながら、何とか多くの企業、また企業だけじゃなしに、この地域の方の雇用場として採用し使っていただけるようなものをつくっていききたいと、そういうふうに思っております。

町内におきましても、最近非常に残念な話ですけども、耕作放棄地が結構出てきておりまして、そういった土地については、本当に将来を見据えた中で企業誘致化の対象の場所にできないかということも考えられるところでございます。そういった場所的には全然ないわけじゃないというのは皆さん方も御承知のとおりでございますので、何とか広い場所、またそれに伴う企業誘致の環境整備として町としてできることは何かというようなことも検討を含めながら、あっちもこっちも候補を上げるんじゃないしに、ある程度ポイントを絞りながら町としては進めさせていただいて、そこに企業誘致を図るように進めていきたいという姿勢で今のところおります。

多分それだけだと思います。よろしくお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（子安健司君） 3番について、7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 再々質問ができませんので、あえてこの際申し上げますけれども、やっぱり町長、トップセールスですよ、鍵は。町長自身も言われていますけれども、もう少し県なり、あるいは企業さんを回って、トップセールスによる企業誘致、人口対策というものが鍵だと私は思いますので、その点についても今まで以上に、されているとは思いますが、今まで以

上に努力をお願いしたいと思います。

3点目の駅のバリアフリー化について、難しいことは分かりますよ。私も直接隣の米原市の関係者の皆さんに会いに行ったり、あるいは現地も、長岡駅で造るという話がありましたから、同僚議員と一緒に見に行かせていただきました。したがって、この関ヶ原町は構造的にも法律的にもハードルが高くて難しいことは分かりますけれども、諦めることが一番問題については壁になると思うんですよね。物理的、法律的な壁があってできないということはもちろんありますけれども、それ以前にできないんだと、難しいんだと、いろいろ検討したけれどもできないんだというふうに諦めてしまうことが一番まずいと思うんですよね。粘り強くＪＲ東海には、その後行かれましたか。たしか担当課長が当時直接ＪＲ東海のほうに出向いて、いろいろ要望あるいは請願行動されたというのは報告がありましたけれども、その後されているんでしょうか、ＪＲ東海との話し合いは。請願行動されているんでしょうかということ。

それから、県への支援要請というのはされているんですか。やっぱり県の力、記念館造っていただいて、非常に観光客が増えましたし、そういう点では県の力というのは偉大だな、大きなというのは私も実感しましたけれども、このバリアフリーについても県の支援、あるいは物資、両面にわたる県のお力、支援を借りるための、それこそ町長自らが県に出向いて直接要請をしていただきたい。

それから最後に、いずれにしても基金が必要ですよね、資金がね。私もかつてＪＲにいた者ですが、それなりに分かりますけれども、どこの駅でもそうですけれども、ホームから改札口まではＪＲが負担して工事をする。しかし、改札を出ると100％地元負担だという不文律というか内部規定があるようですので、それだと相当なお金が必要でやっぱり要るわけですよ、仮にできたとしてもね。町民の皆さんの要望は、北口を造ってほしいと。エレベーター、エスカレーターと同時に、北口から、垂井駅さんとか大垣駅さんのように、南北に渡る自由通路を造りながら、その中でエレベーターを造って、橋上駅、橋の上の改札口ということが理想です。理想だけど、それはもう何十億単位でかかるんでしょうからね。よく分かりませんが、どれぐらいかかるかはね。何を造るかによるけれども、いずれにしても地元としては、要するに基金制度も必要じゃないですか。お金を積み立ててそのときに備えるということを思えば、一歩あるいは半歩前に進める1つの根拠になると思いますけれども、この基金についての考え方は、あれば伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） ＪＲ東海への訪問についてですが、こちらからコンタクト等は取らせていただいておりますが、コロナ禍もあり、訪問は控えていただきたいということを2度ほど言われた経緯がございまして、現在会社訪問は行けていない状況でございます。

また、県の公共交通課については、相談できる体制には整っておりますので、いつでもコン

タクトできる状況ではあります。以上です。

もちろん県の公共交通課にもお願いには上がっております。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 前々からほかの議員さんからも駅のエレベーター化といいますか、そういった改造につきまして御指摘をいただいているところでございます。前々にも申し上げて御存じかと思いますが、関ヶ原駅のプラットフォーム、この幅が狭いというのは何よりも最大の課題でございます。そういったことから、ＪＲのほうにもお願いに行つて、門前払いを食らったわけじゃなしに、ＪＲのほうも協議には応じましょうということでの、向こうでも研究を続けていただいているというふうに理解をいたしております、何とか技術的な面でのクリアをする中で、できないかというふうに思っているところでございます。

ただ、橋上駅、これにつきましては、今言いましたプラットフォームがあれだけ狭い中で橋上駅ができるかということについては、非常に難しい課題だというふうに理解をいたしております。まして、現状では、それまでは進めることは非常に困難だという理解をいたしております。もしやろうとすれば、本当にプラットフォームを広げて、エスカレーターをつけて、上下の階段もつけてという幅を確保しないとできないということになると、それこそ線路、今４番線までございますし、予備線もございます。幅は実際あるんですね。あるけれども、それをどけて整備するとなると、とんでもない額の負担が、町からお願いすれば多分町で全額出せと言われるＪＲの姿勢ですので、そういうふうになろうかというふうに思います。だから、そんなことから、今たちまちにそこまではできないということで、何とかエレベーターの設置ということでの利便性の向上に向けて、ＪＲのほうと協議をさせていただいているところでございます。

私自身も北口の設置というのは希望としては持っているんですけれども、なかなかそこまでは進められないということですので、その点については御理解いただきたいと思います。

そんなことから、先ほど高木課長からも言いましたように、ＪＲとの協議、また県にも入っていただいて相談を何回かさせていただき、何とかあの場所で利便性のいい場所に設置する方法、これについてＪＲと協議をさせていただきながら具体的ないい方法、多分あれだけの短い幅のところですので、非常にコンパクトなエレベーターしかつけられないということは理解しておりますけれども、それでもないよりはましだというようなことから、何とかできないかということで、いろんな方法を町からも提案をさせていただきながら、ＪＲにも技術的、構造的な課題のクリアができないか検討していただいているところでございますので、何とか皆さん方にも御支援をいただければ非常にありがたいなということで、これからも継続してＪＲと、また県も入っていただいて協議を進めさせていただくと、そういう思いでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（子安健司君） 基金については。

○町長（西脇康世君） すみません。

基金につきましては、今御指摘をいただいて、ああ、そういやそうだなと、私もちょっと認識を欠いておりました。具体化が見えない中で基金をつくること、これについてはちょっと若干の危惧もいたしておるところですけれども、もし具体化した場合にとんでもない費用が地元負担として要求をされると。これはもう明らかでございますし、ＪＲのほうの姿勢としては、多くの方が御利用になる公共施設でございますので、安全上の問題、これを十分にクリアした構造を持ったものを造るというのが姿勢でございます。そういった意味で、ほかの地域で民間の方が造るような金額の何倍、何倍までは行かないかもしれませんが、相当額増えるものというふうに理解をいたしておりますので、それに向けてある程度の基金、こういったものは必要になってくるだろうというのは理解いたしております。

ただ、今現状、町の財政事情を考えて、それだけの基金に回せるような余裕があるのか。また、過疎地域として指定していただいて、過疎債を活用しながらやっていく中において、そういう資金のプールをやっていくという姿勢で今おります。その中でございますので、十分な資金というのはためられないかもしれませんが、何とか資金の窓口を開けさせていただければ、検討するに値することだというふうに理解しておりますので、その点につきましては内部で検討して、もし可能であれば、少額ずつでもやらせていただければありがたいというふうに思っております。

○議長（子安健司君） これで、7番 楠達男君の一般質問を終わります。

続きまして、1番 高木博之君。

〔1番 高木博之君 一般質問〕

○1番（高木博之君） 議長の許可を得られましたので質問させていただきます。

質問項目、小中学校における平和教育などについて。

趣旨の要旨、6月4日に、今年ですね、開催された少年の主張大会、小学校5年生から中学校3年生でそれぞれ6名ずつが出られましたが、その中で直接的には2名の方から戦争についての発表がありました。きっかけは、平和の祭典である北京オリンピックの終了後の2月25日、これはパラリンピックが始まる前ですが、ロシアがウクライナに侵攻したことにあると思います。

毎日のようにマスコミによる悲惨な状況が報道されています。非戦争体験者がほとんどを占める現代では、体験者と戦争観の違いもあり、保護者の方々はお子さんに状況をどのように説明し理解させるか悩んでおられるかと思います。さきの大戦、日本の場合は大東亜戦争ですが、アメリカからいうと太平洋戦争らしいですが、終わってから、45年に終わりましたので77年が過ぎようとしている中で再びこのようなことが起き、連日マスメディア等、テレビや何かのことですが、により報道されることによって、見ている方だけでございましょうけど、トラウマ

を感じるお子さんもいるのではないのでしょうか。

そこで、以下について所見を伺います。

1. 平和教育には、戦争体験者の方々などからお話などを聞くことが選択肢の一つであると思いますが、ほとんど戦争体験者は見えませんが、戦争観の多様性を考慮した方法で伝えることが大切であると考えますが、お伺いいたします。戦争観の多様性というのは、沖縄のほうは地上戦もありましたし、この辺では地上戦の跡はありません。空爆ばかりですね。あと広島、長崎にも原爆が落とされましたので、それぞれの地域によって多様性があるかということでお伺いいたします。

2. 今回の戦争報道は、児童生徒に対する精神的な影響が非常に大きなものと思われます。どのような対策を考えておられるか具体的にお伺いいたします。以上、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

中川教育長。

○教育長（中川敏之君） では、答弁させていただきます。

平和であることの大切さ、もっと言えば命の大切さについて、児童生徒が考え、そして実感し、さらに大切にすることまでを平和についての教育と捉えて答弁に当たらせていただきます。中でも戦争につきましては、小学校6年の社会科の歴史的分野と公民的分野、中学校では学年に応じて地理的分野、歴史的分野、公民的分野において学習をしています。内容は、戦争について、憲法について、EUについて、国際連合について等がその内容でございます。さらに国語科においては、小学校3年から中学校3年において、戦争や平和に関わる教材を通して学んでいることが現状でございます。

まず、1番についてお答えします。

戦争について理解する上で、戦争体験者から話を聞くことは、その方法として、より理解を強くする上で効果的であると考えます。しかし、その方法は選択肢の一つでございますので、このことについては、平和について学習することが、何も特定の場所に行かなくてはその学習が進まないと、そういうわけではないことと同様に考えております。

現状では、児童生徒1人が1タブレットを持っておりますので、そのタブレットを使って様々な教材を選択することが可能でございますし、児童生徒個々が自分の興味・関心をさらに深めることが可能でございます。これらの教材に学ぶことを通して、多様な捉え方をしてほしいと願っていますし、そうした指導に当たっているのが現状でございます。

続いて、2番についてお答えします。

先ほど議員さんもおっしゃいましたが、少年の主張大会において、5年男子が戦争は嫌いだ、町中がぼろぼろになったり、殺し合ったりするから嫌いだと言いました。このことはテレビな

どを通してその様子を見たということから、そのような発言になったと思います。

3月に関ヶ原小学校では、6年の皆さんがウクライナ情勢をめぐりどうしてそうなったのか、どうすれば解決できるのかといった課題意識を持って平和について考えたそうでございます。こうした学習を進める上で、精神的な影響ということは当然ないとは言いきれません。別にこのことに限らず、教師は児童生徒一人一人の理解に徹して、そして少しでもふだんと違うなあと、そんな感じを持ちましたら、その児童生徒と話をしたり、あるいは養護教諭が対応したり、あるいはスクールカウンセラーが面接を持ったりと、そういった多様な方法を通して児童生徒理解に努めているところでございます。

最後につけ加えますが、本年度岐阜県では「ぎふ いのちの教育」と銘打ちまして、健康教育、いじめ、不登校のこと、自殺予防、心の教育、こういったものに総括的に取り組んでいるところでございます。これらのことも平和に関わる教育だというように考えております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（子安健司君） 1 番 高木博之君。

○1 番（高木博之君） 1 番と 2 番、一緒によろしいですか。すみません。

どのような影響ということで、少年の主張大会の中でもフードロスという話がありましたが、今回の戦争によって、ウクライナのこと、小麦の大産地でございますし、その辺にかこつけて、具体的なこれですけど、2 番のほうになるんですが、どのような影響があるということで、食品の大切さとか地産地消のそのようなことまでも出てくるのではないかなということで、ちょっと質問させてもらおうと思うんですが、戦争体験者の中には、当然ほとんどもういらっしゃいませんが、食べる物がなくて困ったとか、今ちょうど燃料の危機とかありますよね。化石燃料、要は天然ガスとかその辺が出てきていますので、なぜこのようなことになったとか、今後何年続くかこの戦争は分かりませんが、そのような影響もそれにつけてちょうど出てくるといかなということで思っているんですが、その辺の今後の影響、生活に関わる、そのようなことは、またどのようにお子さんにお知らせできるようなことがあればと思います。いろんな影響が出てきていますが、現在、全ての食品も上がってきていますし、食べることで、お米については自給率100%ありますので、今のところ日本については。もしあればと、お伺いいたします。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

中川教育長。

○教育長（中川敏之君） あのと、少年の主張大会のときにも、ある子どもが、女の子が主張しました。食についてはもっと大事にしくちゃいけない。地産地消とか、あるいは残さないとか、そういった話もしましたが、そのこととウクライナとどうつなげているのかという、そ

こら辺は、つながる部分とつながらない部分がございますので、つなぐところはつないで、一つ一つのことをきちんとやることが大事だと思います。

先ほど平和に関わる教育についての内容をお話ししましたが、これらについては学習指導要領で、そのことをどんな指導をするかということは掲げてございます。中学校の指導要領を見ますと、このような一文がございます。戦時下の国民の生活については、身近な地域の事例を取り上げるなどして、戦時体制下で国民の生活がどう変わったかについても着目するとともに、平和な世界を築くことの大切さに気づくことができるようにすると。このことが、いかに戦争が悲惨かということも、そのことも必要ですし、ではそれで生活がどう変わったのか。その変わったことで自分たちはどうしなくてはいけないのか。そうしたことを考えていくことが、今後の社会、自分たちが担う社会について考えることにつながっていきますので、そうした考える姿勢を大事にしていきたいと思ひますし、その一つ一つの例として食料のこととか、あるいはエネルギーのこととか、そうしたこともつなぎながら指導に当たっていききたいということを考えております。以上です。

○議長（子安健司君） これで、1番 高木博之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時47分

再開 午前9時59分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番 田中由紀子君。

〔5番 田中由紀子君 一般質問〕

○5番（田中由紀子君） それでは、私は1. 消費税インボイス制度の影響についてと、加齢性難聴の補聴器購入への補助の2点で質問をさせていただきます。

1. 消費税インボイス制度の影響について。

来年10月から始まる消費税のインボイス制度で、特に免税事業者が影響を受けると言われています。町内の事業者についてどのくらいの影響が出るのか、まず伺います。

全国の自治体で問題になっているのが、シルバー人材センターです。会員は個人事業者という位置づけですから、免税事業者となります。免税事業者は、インボイス（適格請求書）を発行できませんので、シルバー人材センターが消費税の仕入税額控除が受けられなくなり、大変な負担となると言われています。その負担分を料金値上げや会員への配分引下げに転嫁すれば、仕事の減少や会員減につながるおそれがあり、死活問題だとの声が全国から上がっています。

シルバー人材センターは、高齢者の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公益社団法人です。豊富な知識、経験、技能を持つシルバー世代が仕事を通じて生きがいのある生活を送り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会に貢献することを目的にしています。老人福

社や地域の活性化という観点からも、センターは町にとって大切な位置づけがあると思います。

シルバー人材センターを守るために、補助金を増やすなどインボイス制度への対策を取るべきではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

また、これでは困るという声を上げ、中止、延期も含め必要な措置を講ずるよう国に求める必要があると思いますが、伺います。

2. 加齢性難聴の補聴器購入への補助を。

年齢とともに人の声が聞こえにくくなる、周りが何の話をしているか分からないなどといった加齢性難聴は、古くて新しい問題です。人は毎日無意識のうちに耳から多くの情報を得ています。聞こえが衰えると、次第に話題に疎くなり、会話にも参加しにくくなることにもなります。また、聞こえの刺激が減ることで、脳の働きまで鈍り、消極的な性格や認知症へつながる場合が指摘されています。

この加齢性難聴は、65歳を過ぎると、男性で4割、女性で3割、70歳代では約5割、80代では8割に上っておりまして、高齢者にとって大変身近な問題であります。

加齢性難聴の聞こえの改善のためには補聴器の使用が欠かせず、またそのままにしているとさらに聴力が低下してしまうということで、WHOでは41デシベル、普通の会話が聞き取りにくいという中程度の難聴で補聴器をつけることを推奨しています。しかし、日本の補聴器の所有率は、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリスなど欧米に比べて半分以下と圧倒的に低く、14%にとどまっています。

補聴器の価格は、一般的な性能のものでも非常に高く、平均で15万円と言われています。両耳ですと30万円にもなるということです。年金暮らしの高齢者にとっては購入を諦めざるを得ないことも所有率の低さにつながっています。加齢性難聴者への補聴器購入補助制度を取り入れ、高齢者が楽しく社会活動を行えるよう支援していただきたいが、伺います。

以上、お願いします。

○議長（子安健司君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） まず、来年10月から始まるインボイス制度により、町内事業者にとどれくらいの影響が出るかという点でございますが、本町においては比較的小規模な事業者さんが多く、売上高が1,000万円以下の免税事業者の方がある程度おられるというふうに思います。

この免税事業者の方は、制度が始まることによりインボイス登録されると課税事業者として消費税の申告、納税が必要となり、登録されないと取引業者が仕入額控除ができず、取引額の値下げや取引ができなくなることで収入が減少することも考えられますので、ある程度の影響は避けられないとは認識いたしますが、その程度は、その事業者が取り扱う商品やサービス、また取引先が主に課税事業者か免税事業者か等により様々でありますので、どれくらい影響が

出るか現状では把握できませんので、御理解をいただきたいと思います。

次に、シルバー人材センターへの対策でございますが、制度が始まればある程度の影響は避けられないとは思いますが、シルバー人材センターは会員が登録し、役務の提供により報酬、配分金ですね、を受け取る個人事業主と仕事の仲介業者、センターでございますが、の形態で運営されております。給料や賃金の支払いを受ける雇用と異なっており、税法上も雑所得となっておるところでございます。センターは、個人である個人事業主から手数料を徴収し運営されておりますが、一般的には会社には補助金は交付されませんが、センターは公益的な面があるため、町からも補助金の交付対象としております。

インボイス制度実施後の6年間は、仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられておりますが、本格実施後においては、免税事業者である会員の消費税分を仕入税額控除の対象とできないため、センターの消費税の納税額が増えることにより、センターの経営に影響を及ぼすと言われております。

しかしながら、インボイス制度による影響は、センターだけではなく多くの免税事業者にも関係があるということであり、消費税分、消費税負担分として税を財源とする補助金をセンターに交付することは、言わば禁じ手であり、他の事業主との公平性からも適正ではないと考えておるため、現状では考えておりません。

なお、国への要望等につきましては、特例措置の有無等、今後の国の動向を注視し、益税対策と免税事業者対策を含め、町としてはどうあるべきかということ进行今後考えていきたいと思っております。

次に、加齢性難聴の補聴器購入についてでございますが、高齢になると身体機能が低下し、目が見えにくくなったり耳が聞こえにくくなったりします。いずれの場合も医学的な疾患が伴う場合は医師の診療対象となり、症状によっては身体障害者手帳の対象となります。身体障害者程度等級によると、聴覚障害の場合、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の場合は6級相当と定義されており、身体障害者認定を受けられた場合には補聴器の購入に補助がございます。

今回の御質問は、身体障害者の認定までには至らない場合を想定されているかとは思いますが、耳がよく聞こえる場合とあまり聞こえない場合と比較した場合、確かによく聞こえるほうが会話や情報が脳の刺激となり、結果として認知症予防につながる可能性があります。

また、補聴器は数千円から数十万円まで価格帯も様々であるため、高性能な高額補聴器を購入すると費用は大きな負担になることは理解いたすところではございますが、今後の検討課題とはさせていただきますが、現在のところ加齢性による難聴者への補助制度については考えておりません。

○議長（子安健司君） 再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） それでは、最初にシルバー人材センターのインボイス制度についてですね。

他の事業主との公平性からは、この分の補助を考えていないという答弁でしたが、実際シルバー人材センターに聞きに行ってきたら、6 年間はいろんな経過措置があるということなんですが、それを越えますと、およそ400万円ぐらいの消費税が増加するというふうな試算を出されておりました。結局最後に言われました益税とか免税事業者の問題があるというふうに言われましたが、月2万から3万ぐらいしか働いてみえないんですよね。そういう収入の中から1割を差し引くというのは、本当にその会員さんにとっては、大変大きな影響があると思うんですね。町としてもいろんなふれあいバスの運転手だとか、スクールバスとか、草刈りなど、いろいろ委託をして仕事をお任せしているんですけれども、町としても重要な役割を果たしてもらっているわけですね。やっぱりそういう中において、シルバー人材センターに、もうあそこに行っても消費税分取られるであんまりあれやなあということで、その会員になること自体をちゅうちょするというこも出てくるかと思います。それを一番シルバー人材センターとしては心配をされているわけです。

それで、私も実際に現場でいろいろ仕事を頼みましたけれども、本当に一生懸命やっていたているし、何せ手が早い。本当に手が早いし、プラス安価でやっていただけるということでは、仕事を依頼するほうも大変助かっておりますし、その会員さん自身もそうやって生きがいを持ってやっておられるというのは本当に目の当たりにしています。本当にセンターはそのはざまにあって、物すごく困って見えまして。

私は、シルバー人材センターはやっぱり町としてきちんと高齢者福祉という立場で位置づけるべきだと思いますし、そういう立場で毎年補助金も出されていると思いますので、やはり公平性云々というよりかは、シルバー人材センターの運営を支援するという立場で対策を取っていただきたいというふうに思いますが、一つ伺います。

それと同時に、来年10月からということですから、まだ時間があります。それで、ほかの自治体とも協力しながら、例えばシルバー人材センターは特例にするとか、そういうことも含めて国に対して強い意見を述べていただきたいというふうに思いますが、伺います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 先ほども申し上げましたけれども、インボイス制度を導入されることによって、確かに今まで免税事業者であった方がその証明書を発行できないということは、その前の段階とか、その後においては、その消費税分を控除できないと、誰が負担するのかということになって迷惑かかると。そんなことから、その分は値上げするとか、またあるいはほかの課税事業者の方に転嫁するとか、そういうことは考えられるということは十分に理解するとこ

ろでございます。

そういう中ではございますが、今まで消費税10%、また8%もございますが、全てに課税されてきたということで、免税事業者においても、その消費税分というのはそれぞれ入っていたわけですね。それが、今回から免税事業者から課税事業者に変更することによって納めんならんとすることは、これはやむを得ないことだと思っております。というのは、やはり国の制度で消費税法が決まっていて、全ての人が消費税を納めなならんと。その取扱事業者においては全てが納めるのは、これは当たり前じゃないでしょうか。

しかしながら、取引規模が小さい、その納税手続等の事務処理、これが煩雑だということから、優遇措置として今までは1,000万円以下の方については免税を選択できるということにされてきたわけでございますので、そういった国の方針の転換の中においていかにするかということは、これからの課題だというふうに思っております。

そういった意味で、シルバー人材センターが会員の方に10%分をお支払いされて、その方は自分で納税事業者にもなり、またシルバーのほうに証明を出すということが非常に煩雑でありますし、額的に大きくないということから、これがきっちりと納税につながっていくかということと私もちょっと疑問には思っております。そんな中でございますので、何とか国の制度において、今までどおりの免税事業者の方が証明を出しても課税につながらないような方法が取れないかとか、また今までの税の負担区分、これをある程度の証明という形が別の枠で取れないかとか、いろんなことを考えてはみましたが、今のところまだちょっと勉強不足でございまして、どういう方法がいいのか、これはちょっと私自身も理解を進めておりませんので、今後、国・県の動き、また近隣の市町との協議もさせていただきながら、いい方法が見つければ、それなりの対策といいますか、県・国に対する要望等にもつなげていきたいとは思いますが、現状国のほうのルールとしては、今までの益税となっていた部分をどうするかということの取扱い、これについては本当に課題は多いとは思いますが、ルールとしては間違っていないんじゃないかなと、そういうふうに思っていますので、その中での取扱いをいかに優遇といいますか、シルバーとか今までの公共的機関であるとか、そういった方に対する措置を別枠で設けることができないか、これについては考えていく必要がもしあれば、やっていただければ、それなりに継続して事業がやれるということにつながっていきますので、町としてもそういった面では支援ができる範囲というものを考えていきたいというふうに思っております。

ただ、何回も繰り返すようですが、税金を払わんならんで仕事ができんとか、やらんとか、これは間違っている考えだと私は思います。やはり納めるものは納める。しかし、別枠で補助すべきはすべきだというふうに考えておりますので、私としてはそういう方向の中で検討すべき道がないか考えていきたいと思います。

〔5 番議員挙手〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 再々質問がないので、ちょっと一言だけ。

益税という考え方は間違っているというふうに一言だけ言わせてもらいます。

〔発言する者あり〕

益税という考え方は間違っているというふうに一言指摘をしておきたいと思います。

続いて、補聴器補助の件です。

昔から高齢になりますと聞こえづらくなるということで、それは普通、当たり前というか、普通にそういうことだったんですが、私が古くて新しい問題だと言ったのは、やっぱり平均寿命、健康寿命が延びているということだと思います。

厚労省のデータでは、2019年の平均寿命は、男性で81歳、女性で87歳ということになっております。結局、高齢になっても社会活動を本当に活発に行っておられます。地域の中で生き生きと活躍をしている姿を見ると本当にすてきだなと思いますし、実際この関ヶ原町でもいろんな地域を支えているのはそうした高齢の方が非常に多いというふうに感じています。そういうエネルギーのある方が、例えば難聴になって活躍が制限されてしまうというか、そういう状況になりがちなんです。実は、私の母親も片耳がもともと難聴だったんですけど、よく言っていたのは、こうやって1対1でしゃべるのはいいけれども、大勢の中に入ってしゃべると、もう本当に聞こえないと。なので、もうそういう集まりにも行かないというふうに言っておりました。

先ほど述べましたように、欧米諸国と比べても日本は非常に補聴器を持っているのが少ないという点では、やはり私はそうした高齢者の人材活用を100%というか、もっともっと活躍できるようにすべきだというふうに思っています。

そして、同時に先ほど述べましたように、耳が聞こえないもんでコミュニケーションが取れなく、外に出ていけないというふうになったときに、やっぱり認知症ということが出てくると思うんですね。今コロナで、老人会でもサロンでも集まりが本当に減りました。近所の方が言うには、ちょっとあの人が最近おかしいんやとか、何かそんな話も聞こえてきています。やっぱり外へ出ていくというのはすごく大事なことだというふうに思いまして、補聴器の補助があれば、それをつけていろんなところへ出ていける。介護保険にもお世話にならずに元気に活躍できるという点では、財政的にもよい影響があるのではないかとこのように思います。

先ほど今後の検討ということで、現在は考えていないというふうに言われましたが、今、全国の自治体でもこれは必要だということで前進があります。国もいろいろ今研究をしているところ。岐阜県もこれはやらないかなという方向にはなっております。ぜひ町としても、そういうところを待たずに先に進んでいただきたいというふうに思いますが、伺います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） おっしゃるところは十分に理解をさせていただいているところでございます。

何で難聴だけが取り上げられたのかなと、高齢者になると老眼がきつくなって、字が読めんと頭から知識が入らん、目から知識が入らんという話もございます。そういうめがねの話も出てきますし、今の耳の話。だから、そういったほかのものです。また、子どもにとって視力が弱いとめがねをかけなならんと。そういった人までもめがねを買ったら助成の対象にしなきゃいけないとか、幅がどんどん広がっていくんじゃないかというふうに、私は今ある面では思っております。

それと、高齢者の中で、私も実をいうと右耳はあまり聞こえません。右でぼそぼそとしゃべられますと、理解が本当に半分しかできない。そういう状況ですので、難聴の人の苦痛というのはよく理解を、自分で体験して知っております。そんなことから、あるといいなとは思いますが、最近テレビとか新聞等に補聴器とか集音器とかいろんな宣伝が出ております。これの違い、まだ実際体験していないので分かりませんが、これがどれだけ違うのか、これにもよると思います。テレビでやると、本当に收音機でも非常によく聞こえるということで言われておりますが、一方で聞くと、何でも聞こえるで逆にこんがらがってしまって駄目だと、そんな話も聞いておりますので、じゃあどれが補助の対象になっているのか、こういったことについても課題が非常に多いというふうに思っております。

今、身体障害者につきましては70デシベルという基準があって、その認定を受けられた方が補助の対象には障害者制度の中でできるようになっております。一方で、ほかの先進市町、こちら辺ですと輪之内が先行してやっておられますけれども、40デシベルという線を出しておられますし、ほかのところでは医師が、身体障害者まで行かないでも医師がこの人は必要だという認定をした場合には対象にするとか、市町村によってもばらばらなやり方で今認定、補助をやりかけているという状況でございます。そんな中でございますので、私も先ほど言いましたように、今後の検討課題とさせていただくということで、今のところはすぐに実施するということにはっていないということで御理解いただきたいんですが、健常な方のただ単に耳が聞こえないだけで補助対象にする、これ一つだけでいいのかなというところも本当に考えるところでございますし、そうやって幅を広げたときにどれだけ出てくるんやということも、今後の町の財政に占める割合というのはどれだけのものになってくるか、こういったことも検討課題にしなきゃいけないだろうというふうな思いでおりますので、そういった意味で、これからこの検討課題という意味で、先ほども言いましたように現在は考えておりませんということで御理解いただきたいと思います。

○議長（子安健司君） これで、5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

日程第3 議案第53号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第3、議案第53号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第4、議案第54号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第5、議案第55号 関ヶ原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第6、議案第56号 関ヶ原町公共下水道条例の一部を改正する条例
についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第57号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第7、議案第57号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例
についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第58号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第8、議案第58号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第59号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第9、議案第59号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第60号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第10、議案第60号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第61号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第11、議案第61号 令和4年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第62号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第62号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第63号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第13、議案第63号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直

診勘定）補正予算（第１号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第64号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第14、議案第64号 令和４年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第65号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第65号 令和４年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第66号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第66号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第67号について（討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第67号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第68号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第68号 動産の買入れについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第68号 動産の買入れについて。

次のとおり、動産を買い入れるものとする。令和4年6月14日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 物件名、除雪車（ホイールローダー 1 立米級）購入。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約金額、1,149万5,000円。
4. 契約の相手方、岐阜県本巣市温井41番地、日本キャタピラー合同会社、西濃営業所長 田中滋。

○議長（子安健司君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第68号について御説明申し上げます。

現有除雪車両の更新に伴う除雪車の購入につきまして、指名競争入札を去る6月6日に実施をいたしました。その結果、日本キャタピラー合同会社西濃営業所と契約を締結いたしたく、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第68号 動産の買入れについての詳細説明を申し上げます。

今回購入をさせていただきますのは、除雪車（ホイールローダー 1 立米級）の購入代金でございます。

昭和63年に購入しました4トン除雪ダンプが老朽化し、部品の確保もままならなくなってきたことにより更新を図るものであります。

議案資料の2ページを御覧ください。

去る令和4年6月6日に指名競争入札を行いました。3社の指名を行いました。最近の半導体不足により製造に遅れが生じており、11月30日の納期に間に合わせるできないことを理由に2社が辞退をされました。やむなく1社での入札でしたが、結果、日本キャタピラー合同会社西濃営業所が消費税を含む契約金額1,149万5,000円で落札となり、本契約を締結したいので、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、この購入代金につきましては、社会資本整備総合交付金及び補助残につきましては過疎対策事業債を利用する予定であります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 入札で1 回目に辞退されたのは何でかというふうに思っておりましたが、半導体納入がこの納期に間に合わないという説明がございました。にしても、1 社で入札をやるというのはちょっとやっぱりよくないというふうに思うんですが、その辺もう少し指名業者を増やすとかそういうことはできないのか、ごめんなさい、私も入札のことはあまりよく分かっていないので、お伺いしたいと思います。

○議長（子安健司君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 御質問の件でございますが、やはり物が入らないというのは指名しないと分からないことでございますし、今回指名されている業者につきましては、やはりお付き合いのある業者ということで、例えばそれをほかの業者もということでございますと、今後のメンテナンスにつきましても支障が出る可能性もございますし、多分そういった業者を選んだところで同じ結論が出るのではないかなということで、先ほど申し上げましたけど、やむなくということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 請願第1号について（委員長報告・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第19、請願第1号 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願についてを議題とします。

この請願につきましては、定例会初日に総務民生常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長 楠達男君。

○総務民生常任委員会委員長（楠 達男君） お許しをいただきましたので、総務民生常任委員

会の報告をさせていただきます。

去る令和4年6月2日木曜日午前11時42分より、役場大会議室において、8名の委員全員の出席により開催をいたしました。職務のための出席者は、関東議会事務局長、小寺書記で、傍聴者及び会議事件説明のための出席者はございませんでした。

会議結果の趣旨を申し上げます。

本委員会に付託された請願第1号 消費税のインボイス制度実施中止・延期を求める請願について紹介議員から説明を受け、質疑を行いました。その後、各委員の意見を聴取し、審議を重ねたところ、意見が多岐にわたり、会期中に結論は出ず、さらに慎重に審査する必要があるとして、請願第1号については閉会中の継続審査の申出を行うとの結論に達し、午前11時58分に閉会をいたしました。

以上、総務民生常任委員会の報告とさせていただきます。なお、報告漏れがございましたら、他の委員からの補足説明をお願いします。以上です。

○議長（子安健司君） これより委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま総務民生常任委員会委員長より請願第1号について閉会中の継続審査の申出がありました。常任委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（子安健司君） 追加日程第1、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務民生常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の請願第1号について、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があ

ります。

お諮りします。委員長の申出のとおり請願第1号を閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第1号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第20 請願第2号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第20、請願第2号 消費税率を当面5％に引下げを求める請願についてを議題とします。

この請願につきましては、定例会初日に総務民生常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長 楠達男君。

○総務民生常任委員会委員長（楠 達男君） お許しをいただきましたので、総務民生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る令和4年6月2日木曜日午前11時42分より、役場大会議室において、8名の委員全員の出席により開催をいたしました。職務のための出席者は、関東議会事務局長、小寺書記で、傍聴者及び会議事件説明のための出席者はございませんでした。

会議結果の趣旨を申し上げます。

本委員会に付託された請願第2号 消費税率を当面5％に引下げを求める請願について慎重審議を行いました。

コロナ禍における不況の打開策として消費税減額を求める意見書提出を求める内容でございますが、審議においては、消費税引下げによる社会保障関係費の財源の減少など、行財政の悪化への懸念や、税率変更により事業者の事務的経費の負担が増加するなどの意見が出されました。

審議を重ねたところ、請願第2号については反対多数により不採択との結論に達し、午前11時58分に閉会をいたしました。

以上、総務民生常任委員会の報告とさせていただきます。なお、報告漏れがございましたら、他の委員からの補足説明をお願いします。以上です。

○議長（子安健司君） これより委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

初めに反対討論から許します。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） それでは、消費税率を当面 5 %に引下げをを求める請願について、不採択についての反対討論をいたします。

コロナ禍やウクライナ情勢の円安により、怒濤の値上げが庶民を襲っています。この状況を乗り切るためには、消費税を減額して物価上昇を抑えることが極めて有効だと思います。

不採択の理由にコロナ禍での国の財政問題が上げられましたが、コロナ禍で I T 企業など莫大な利益を上げている企業もあります。そもそも消費税は累進課税と異なり、赤字でも納税しなければなりません。今こそ累進課税の強化で利益を上げている企業には多分の負担をお願いして、消費税を下げ、消費の 6 割を占めると言われております庶民の負担を減らす時期だと思います。

6 月 2 日、趣旨説明の折には、減税をしている国は 84 か国と言いましたが、昨日現在で 89 か国に増えました。すなわち、今の物価上昇に対応しているというものだと思います。日本も世界に続くべきだと思います。

以上の理由から、不採択について反対をいたします。

○議長（子安健司君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで討論を終わります。

これより請願第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。本案は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり不採択と決しました。

これにて本会議に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会の宣告

○議長（子安健司君） 以上をもちまして、令和 4 年第 3 回関ヶ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 45 分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 松 井 正 樹

会議録署名議員 楠 達 男